別紙３

３．第二種奨学金の新規貸与（休学中の学生対象）

【休学者に係る第二種奨学生の推薦について】

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として推薦することができます。以下について参照のうえ、推薦してください。

また、二次採用に係る推薦依頼文（学支企第 364 号、学支企第 365 号）の別紙及び「貸与奨学金奨学事務の手引」についてもご参照ください。

１．推薦対象

（1）推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- 高等専門学校の本科生及び専攻科生
- 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（４年制）・獣医学課程の学生

（2）対象学年

・全学年

※高等専門学校生（本科生）は４年次、５年次が対象です。

（３）採用規模

推薦内示数はありません。

後記（4）対象者の要件に合致した適格者は全員推薦可能です。

（4）対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること

- 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
- 家計基準は、本機構で 2020 年度（2019 年分）の収入情報を確認します。

② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和 2 年度（2020 年度）中に休学しボラン

ティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている学生等

・ 推薦時に当該活動を行っていなくとも、令和３年３月までに休学し当該活動を開始する者も対象です。

・ 申請時において既に活動が終了し、令和２年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

・ 令和３年４月以降の活動の取り扱いについては、追ってお知らせします。

④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ ③～④は当該要件を大学等が確認した上で推薦

2.申込・推薦期限及び初回交付日

スカラネットによる申込期限 マイナンバー提出期限	マイナンバー以外 の必要書類提出期限 （※2 参照）	選考ソフトによる 推薦期限	初回交付日
学生等→機構	学生等→学校→機構		
令和２年 12 月 28 日（月）	令和３年 1 月 12 日（火）	令和３年 1 月 25 日（月）	令和３年 2 月 10 日（水）

※1. 令和３年３月に活動を開始する者は、貸与始期が令和３年３月（初回交付日：令和３年３月 11 日（木））となります。

※2. 本機構への提出が必要となる書類（後記４．（1）②及び④参照）については、令和 3 年 1 月 12 日（火）まで（必着）に、採用課採用係まで郵送してください。

※3. 上記期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。

３.貸与期間

（1）貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（令和２年４月～令和３年３月）

※ 活動開始年月が令和２年３月以前であっても令和２年４月が貸与始期となります。

※ 活動開始年月が令和３年４月以降の場合は、申し込むことができません。

（2）貸与終期

原則として卒業予定期

※ 当該休学期間における貸与期間は、最大１年間です。

・ 貸与始期から 1 年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」（後記 4.（1）②参照）の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において休止処理を行います。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動手続き（様式 1-2）が必要です。

※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で 1 年間貸与期間を延長することができます。

※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

（3）貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、「奨学事務の手引」、「奨学金案内」又は本機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4.奨学金申込みにかかる留意点

（1）提出書類

① 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」

在学定期採用の様式を配付し、提出するようご案内をお願いします。

※ 提出書類は、学校において一定期間保管をお願いします。（貸与奨学金 2020 年度 奨学事務の手引 第 10 章参照）

② 「休学中奨学金採用願」（学校担当者用ホームページに掲載））

当該休学期間に貸与を開始するため、「休学中奨学金採用願」を提出するようご案内をお願いします。学校にてお取りまとめいただき、採用課採用係まで提出（必着）してください。

提出期限：令和 3 年 1 月 12 日（火）

※ 推薦時にまだ当該活動を行っていない者（令和 3 年 3 月までに活動を開始する者）についても、提出期限までにご提出をお願いします。

③ マイナンバー提出書類

申込時に提出が必要です。

④ 該当者のみ

推薦にあたって該当者のみ提出が必要となる以下の書類は、令和 3 年 1 月 12 日（火）までに、採用課採用係まで提出（必着）してください。

・外国籍の者は、申込者本人の「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」

・社会的養護を必要とする者は、申込者本人の「社会的養護を必要とする者であることを証明する書類」（貸与奨学金 奨学事務の手引 第 3-2-94 頁参照））

※ 必要に応じて「2020 年度課税証明書」等の追加書類の提出を求める場合があります。

（2）スカラネットによる申込み

① 申込希望者向け資料

学校担当者用ホームページに資料「«休学中奨学金採用願»インターネット（スカラネット）入力に関する補足」（以下の②～⑧についても記載）を掲載しています。

本奨学金の申込希望者に対し、「奨学金案内」とあわせて制度や手続き方法を周知いただく際

にご利用ください。

② 採用種別の選択画面

「（1）定期採用（1 次又は２次）」 を選択するようご案内をお願いします。

③ 希望する貸与奨学金の選択

（Ｃ－奨学金申込情報）

申込者の状況により、以下から選択するようご案内をお願いします。

「（3）第二種奨学金のみ希望します。」

「（9）第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。」

「（10）第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。」

④ 学年の選択

（Ｄ－あなたの在学情報　1（5））

実質学年を入力してください。

⑤ 卒業予定年月の選択

（Ｄ－あなたの在学情報　1（8））

当該休学期間に入る前の卒業予定年月を入力するようご案内をお願いします。

⑥ 希望する貸与開始月の選択

（Ｆ－奨学金貸与額情報　2（4））

当該休学期間における活動開始年月を「**2020 年４月~2021 年３月**」 の範囲内で入力するようご案内をお願いします。なお、当該休学期間中に、断続的に活動を繰り返している場合、最初の活動開始年月を入力してください。

⑦ 被災状況コードの選択«重要»

（Ｋ－特記情報　7．）

プルダウンリストから**「休学中（学びの複線化）」**を選択するようご案内をお願いします。

※ 未選択、又は誤って他の項目を選択した場合は、本奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

⑧ 家庭事情の入力

（Ｌ－家庭事情情報）

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、休学中にボランティアに参加するため」等と入力するようご案内ください。

※ 大学院、高等専門学校の場合は、（）内の項目番号等を読み替えてご確認ください。

5.推薦にかかる留意点

（1） 選考ソフトからの推薦にあたっては、学校担当者用ホームページに資料「«休学中奨学金採用願»選考ソフトの入力内容の確認に関する補足」を掲載していますので、ご確認をお願いします。

（2） 採用種別は**「二次」**を選択し、推薦処理を行ってください。

（3） 入力内容について以下の点を確認のうえ推薦してください。

・**定期採用**の申込みであること

・申込区分は**（3）（9）（10）のいずれか**であること

・希望する貸与始期は、活動開始年月**（2020 年 4 月~2021 年 3 月）**であること

・被災状況は**休学中（学びの複線化）**であること

（4）「貸与推薦所見」の入力

スカラネットの「家庭事情欄」及び「休学中奨学金採用願」を確認のうえ、学校において当該休学期間の活動内容が有意義であると認められる場合は、「貸与推薦所見」にその旨及び活動期間を入力のうえ、対象学生等を推薦してください。

なお、断続的に活動を繰り返している場合は、活動期間の詳細、及び活動停止期間を有意義な活動期間の一部として認められるか否かについても入力してください。

（貸与推薦所見の例）

「新型コロナウイルスの影響により、２０２０年●月●日から休学し、学外において●●の●●活動に２０２０年●月から継続的に参加しており、その活動内容は教育的活動に資するものと認められる。」

（5） 本奨学金の推薦にあたり「推薦書」（紙）の提出は必要ありません。

6. その他

（1）採用関係帳票について

本奨学金の採用者については、通常の第一種奨学生や第二種奨学生として採用となった者と共に、奨学関係月次発送において各学校へ「奨学生証」及び「返還誓約書」を送付します。

（2）貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うよう、ご指導願います。

以上

【学校ご担当者からのお問い合わせ先】

採用課　特設電話

電　話：０３－６６３６－６１８０（平日　9時00分～18時15分）

ＦＡＸ：０３－６７４３－６６６９